

平成 29 年 3 月 22 日（水）衆・文部科学委員会
高木 義明氏（民進）

問 3 民主党政権時代に予算要求したが実現できなかつた給付型奨学金制度の実現が現実味を帯びていることは率直に評価する。予算編成における大臣折衝を経て実現までに至った道のりや、これまでの貸与型奨学金に加えて新たに給付型を創設しなければならなかつた意義について、大臣の所感如何。
(民主党政権下で平成 24 年度に給付型を予算要求したことについて承知している旨、言及願いたいとのこと。)

(答)

1. 平成 24 年度予算要求において、民主党政権下で、経済的に困窮する学生等の修学を支援する観点から給付型奨学金の要求がなされたことは私も承知しております。

※文部科学大臣就任期間：

高木義明大臣：平成 22 年 9 月 17 日～平成 23 年 9 月 2 日（平成 24 年度概算要求時）

中川正春大臣：平成 23 年 9 月 2 日～平成 24 年 1 月 13 日（平成 24 年度予算編成時）

2. 今回の給付型奨学金は、「一億総活躍社会」の実現に向けた重要政策として、昨年閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」に盛り込まれ、また、「未来への投資を実現する経済対策」において、「平成 29 年度予算編成過程を通じて制度内容について結論を得、実現する」との方針が示されました。

3. これを受け、文部科学省内でも検討チームを設置し、有識者の参画も得ながら半年に渡り議論を重ね、また与党内での御議論も踏まえ、制度設計を行いました。その結果として、大変厳しい財政状況の中にありながら、関係者の後押しをいただき、昨年末の予算編成過程の中で、大臣折衝を経て、我が国として初めての返還不要の給付型奨学金の創設に至つたものです。

4. 給付型奨学金は、意欲と能力がありながら、経済的理由により進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため創設することとしました。貸与型奨学金では、どうしても卒業後の返還を負担に思われる方がいらっしゃいますが、給付型奨学金を利用していただくことにより、この負担を大幅に軽減することができると考えます。

5. この給付型奨学金と、同時に大幅に拡充する無利子奨学金とを併せて活用することによって、経済的に困難な状況にある子供たちの大学進学を大きく後押しできるものと考えております。

(参考1) 「給付型奨学金制度検討チーム」開催状況

第1回（7月4日）検討チームの設置、これまでの議論について確認

第2回（8月9日）給付額、対象者、選定方法等について具体的に議論

→8月31日 「これまでの議論の整理」公表

第3回（9月29日）NPO法人キッズドア渡辺理事長からのヒアリング

第4回（10月20日）奨学金の施策効果、家計基準、学力基準について具体的に議論

第5回（11月7日）学生等からのヒアリング

第6回（11月21日）学生生活費の状況や給付の方式について議論

第7回（12月8日）制度設計全体について最終的な議論

→12月19日 「議論のまとめ」公表

(参考2) 給付型奨学金創設までの経緯

28年1月～ 第190回国会において、給付型奨学金の必要性につき多くの議論がなされる

4月 自民党及び公明党それぞれから「ニッポン一億総活躍プラン」策定に係る提言

6月 「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定

7月 参院選に向けた各党の公約に給付型奨学金創設が盛り込まれる

8月 「未来への投資を実現する経済対策」閣議決定

11月 自民党及び公明党が合同で給付型奨学金の制度設計について総理に提言

12月 平成29年度予算政府案において給付型奨学金の創設を決定

(参考3) 給付型奨学金に係る閣議決定文書（抜粋）

○ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）

「給付型奨学金については、世代内の公平性や財源などの課題を踏まえ創設に向けて検討を進め、本当に厳しい状況にある子供たちへの給付型支援の拡充を図る。」

○未来への投資を実現する経済対策（平成28年8月2日閣議決定）

「給付型奨学金については、平成29年度（2017年度）予算編成過程を通じて制度内容について結論を得、実現する。」

(参考4) 民主党政権下（平成24年度）における給付型奨学生に係る概算要求の内容

○要求額：143億円

○趣旨：経済的に困窮する学生等が就学を断念することがないよう、修学に必要な経費を支援するため、無利子の奨学生のみでは修学が困難な者に対して、給付型の奨学生を支給する。

○対象：大学院も含めた在学者のうち、年収300万円以下世帯の学生であって成績優秀
(評定平均値4.3以上)な者(約2万人)

○給付額：学校種に応じ、月額3～8万円

○要求結果：必要な予算措置がなされず、政府予算案を編成する過程で認められなかつた。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線） [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

対大臣

平成29年3月22日（水）衆・文部科学委員会
高木 義明氏（民進）

問6 納付型奨学金について、法案には5年後の見直し規定もあるが、それを待たず速やかに対象規模を拡大し、低所得世帯にはより高い金額を給付するとともに中所得世帯にまで恩恵が行き渡るような制度へと拡充すべきと考えるが、大臣の見解如何。

（議員は、今後の方向感を示してもらいたいとのこと。）

（答）

1. 給付型奨学金の対象者については、無利子奨学金の基準に照らし、より経済的に厳しい世帯を対象とする観点から、現在の小中高等学校で行われている給付型支援制度で基準として広く用いられている住民税非課税世帯を対象とすることとしたものです。
2. 給付型奨学金の給付額については、学生生活費の実態を踏まえ、国公私立といった進学先や、自宅・自宅外といった通学形態の違い、また対象とならない世帯との公平性等を考慮の上、月額2万円から4万円と設定しております。
3. 加えて、児童養護施設の退所者など、社会的養護が必要な学生については、入學金相当額として24万円の一時金を追加給付することとしています。

次頁あり

4. さらに、新たに創設する給付型奨学金と併せ、来年度より大幅に拡充する無利子奨学金を活用いただくことにより、おむね必要な学生生活費を賄うことができると試算しており、大きな進学の後押し効果があると考えています。

5. 無利子奨学金については、来年度より残存適格者を解消するとともに、返還負担を大幅に軽減する所得連動返還型奨学金制度を導入することとしており、中所得世帯も含めた進学の後押しが出来ると考えています。

6. なお、給付型奨学金について、まずは制度を安定的に運用し、定着を図ることで、進学の後押し効果を十分發揮することが重要であります。引き続き、高等教育の負担軽減を進めるべく、必要な財源を確保しつつ、しっかりと取り組んでまいります。

(参考) 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案 (抜粋)

第二 附則

二 検討

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法の規定の施行の状況を勘案し、学資の支給に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとすること。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一 (内線) [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

対大臣

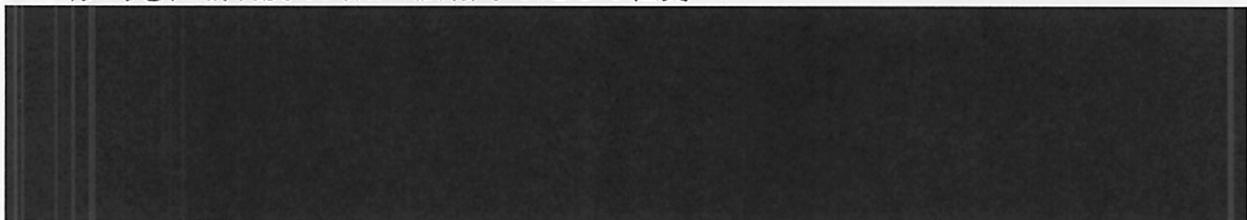
平成29年3月22日（水）衆・文部科学委員会
高木 義明氏（民進）

問7 貧困世帯の子供たちは高校に入った時点で大学への進学を諦めている子も多いが、高校段階は言うに及ばず、中学校の進路指導の段階から、今回の給付型奨学金を含め、大学進学のための各種の教育費支援策を周知し、子供たちが夢を諦めないようにすることが大切であると考えるが、大臣の見解如何。

(答)

1. 新たな制度も含め、奨学金事業について、生徒や保護者、教員等にしっかりと周知を図ることは、大変重要なことと認識しております。
2. このため、平成29年度予算案においては、資金計画を含めた奨学金の利用について、教師や生徒等の理解を促進するための経費を計上しており、具体的には、
 - ①大学等への進学のための資金計画について、返還を含めた適正な奨学金の利用への理解を促進するスカラシップアドバイザー（仮称）を派遣すること
 - ②生徒等が進学費用のシミュレーションを行うことができるウェブサイトを開設することを新たに実施することとしております。

(参考①) 新制度の周知・広報等のための経費



(参考②) スカラシップ・アドバイザー（仮称）の派遣について

- ・概要 ファイナンシャルプランナーと連携し、資金計画について、返還を含めた適正な奨学金の利用への理解を促進するスカラシップ・アドバイザー（仮称）を派遣し、説明会やセミナーを実施するとともに生徒・保護者等からの相談に対応する。（養成・派遣予定人数延べ約2,600人）
- ・対象 生徒、保護者、教員等

次頁あり

3. また、中学や高校といった早い段階から大学進学を含む進路について考えておくことは非常に重要であり、奨学金を含む教育費の支援策を理解しておくことはとても大切なことと考えます。
4. このため、例えば、給付型奨学金について、その制度や各高校で定める推薦基準を高校入学時に生徒に周知することを各高校に促すなど、高校等とも連携しながら奨学金事業の周知・広報を進めてまいりたいと考えます。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）■■■（直通）■■■■■（携帯）■■■■■

対大臣

平成29年3月22日（水）衆・文部科学委員会
高木 義明氏（民進）

問8 平成24年9月、当時の野田内閣の際に国際人権A規約の高等教育無償化の漸進的導入の部分の留保を撤回した。高等教育無償化の流れは党派を超えて大きな国民の声になっており、最優先の課題として取り組むべきであると考えるが、大臣の決意如何。

(答)

1. 意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学を断念する事がないよう、安心して学ぶことができる環境を整備するため、学生の経済的負担の軽減を図ることは重要と認識しております。
2. このため、文部科学省では、これまで授業料減免を充実するとともに、給付型奨学金の創設や無利子奨学金の大額な拡充を図ってきました。
3. 高等教育の無償化については、教育費の家計負担の軽減策全体の中で、総合的な観点から優先順位をつけながら、検討することが必要と考えております。
今後とも、高等教育の費用負担軽減について、財源を確保しながらしっかりと取り組んでまいります。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）■■■（直通）■■■（携帯）■■■

対大臣

平成29年3月22日（水）衆・文部科学委員会
高木 義明氏（民進）

問9 日本学生支援機構の役割がこれまで以上に大きくなることを踏まえ、その体制強化にも万全を期すべきであると考えるが、大臣の決意如何。

（答）

1. 日本学生支援機構の体制については、平成29年度から給付型奨学金を含む新たな奨学金制度を円滑に実施できるよう、平成29年度予算案において、必要な経費を計上しているところです。
2. 具体的には、日本学生支援機構において業務を行う職員を増員し、新しい制度に対応する担当者を配置するとともに、システムの改修等、必要な基盤を整備することとしております。
3. 給付型奨学金については、平成29年度先行実施分として約2,800件の申請があることに加え、本格実施となる平成30年度進学者の予約採用では2万人程度の申請があることを想定しており、これに十分対応できるような体制をしっかりと整えてまいります。

（参考）新制度開始に係る経費について（平成29年度予算案）


【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）████████（直通）████████（携帯）████████

対政府参考人

平成29年3月22日(水) 衆・文部科学委員会
畠野 君枝氏(共産)

問2 給付型奨学金の1学年2万人支給者の根拠如何。

(議員は、非課税世帯生徒数15.9万人や進学者6万人からすると少ないと認識。)

(答)

1. 給付型奨学金については、教育的な観点及び働く者の理解を得るとの観点から、学生の努力を促す制度とすることが重要です。また、貸与型の奨学金以上に説明責任が求められるものであることから、一定の学力・資質を考慮の上、対象者を選定することが適当と考えます。
2. 今回創設する給付型奨学金につきましては、住民税非課税世帯の大学等進学者のうち、給付型奨学金を支給するのにふさわしい学生を対象にするという観点から、無利子奨学金よりも高い学力・資質基準を課すこととし、2万人を対象としております。

(参考①)

住民税非課税世帯進学者(1学年あたり) : 6.1万人

うち学生支援機構奨学金貸与者: 4.5万人(無利子: 2.5万人、有利子: 2万人)

(平成27年度実績)

(参考②)

給付型奨学生の対象者について

	1学年当たり人数	※
① 全生徒数（卒業者数）	114万人	
② ①のうち進学者数	78万人	
③ 非課税世帯生徒数	16万人	
④ 非課税世帯進学者数	6.1万人	
⑤ ④のうち奨学生貸与者数（有利子を含む）	4.5万人	
⑥ 給付型奨学生支給者数	2万人	

※全生徒数（卒業者）は学校基本調査（平成27年度）による高等学校（全日制+定時制+通信制）、中等教育学校及び特別支援学校高等部の卒業者数。進学者数は当該卒業者の中で大学・短大・専門学校に進学した者の数。

※非課税世帯生徒数は高校生等奨学給付金の支給実績に基づく

※非課税世帯進学者数は学生生活調査（（独）日本学生支援機構）に基づく推計

※奨学生貸与者数は平成27年度貸与実績に基づく

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）■■■（直通）■■■■■（携帯）■■■■■

対政府参考人

平成29年3月22日(水) 衆・文部科学委員会
畠野 君枝氏(共産)

問3 来年度から非課税世帯の生徒の無利子奨学金対象者は何人になるのか。

(議員は従来の実績2.5万人+成績基準の撤廃分2万人=4.5万人と答えてほしいとのこと。)

(答)

1. 従来の実績に基づけば、1学年あたり、非課税世帯の無利子奨学金貸与者は2.5万人であり、また、今回の成績基準の撤廃の対象者としては、約2万人を見込んでいます。
2. 来年度は給付型奨学金、新所得連動返還型奨学金制度など今年度とは事情が異なりますが、仮にこれまでの実績ベースで積み上げると、併せて約4.5万人程度の無利子奨学金の対象となるものと見込んでおります。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一(内線) [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

対政府参考人

平成 29 年 3 月 22 日 (水) 衆・文部科学委員会
畠野 君枝氏 (共産)

問 4 無利子奨学金について、非課税世帯の成績基準の撤廃を実施した理由如何。

(答)

1. 大学等奨学金事業においては「有利子から無利子へ」の流れを加速すべく、これまででも無利子奨学金の拡充を図ってきたところです。
2. このような中、一億総活躍社会の実現に向けた検討の中で、低所得世帯の子供の進学を後押しする方策として、無利子奨学金について「低所得世帯の子供に係る成績基準を大幅に緩和する」ことが、昨年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に位置付けられました。
3. さらに、昨年 8 月に閣議決定された「未来への投資を実現する経済対策」において、「低所得世帯の子供たちに係る成績基準を平成 29 年度（2017 年度）進学者から実質的に撤廃し、必要とする全ての子供たちが受給できるようとする」とされ、これに基づき、来年度進学者から実施することとしたものです。

(参考 1) ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）<抜粋>

無利子奨学金については、残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供に係る成績基準を大幅に緩和することにより、必要とするすべての子供たちが受給できるようにする。

(参考 2) 未来への投資を実現する経済対策（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定）<抜粋>

無利子奨学金については、速やかに残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供たちに係る成績基準を平成 29 年度（2017 年度）進学者から実質的に撤廃し、必要とする全ての子供たちが受給できるようにする。

(参考3) 成績基準の実質的撤廃に係る基準について

(1) 生計を維持する者の住民税が非課税である者

(2) 次の①又は②のいずれかに該当する者

①特定の分野において特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。

②大学における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。

(参考4) 成績基準の実質的撤廃に係る追加募集結果について

募集期間：平成28年10月28日～12月15日

採用候補者数：10,980人

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）■■■（直通）■■■■■（携帯）■■■■■

対政府参考人

平成29年3月22日(水) 衆・文部科学委員会
畠野 君枝氏(共産)

問5 給付型奨学金の創設により、非課税世帯の生徒の進学率をどのくらい向上させたいのか。

(答)

1. 今回、給付型奨学金を創設することにより、非課税世帯の生徒で、従来であれば就職していたが、給付型奨学金があれば進学しようと考えていた生徒もその対象として想定されることとなり、その進学の後押し効果が見込まれますが、制度の対象となる者の中で、どのような者を推薦するかは学校に委ねられていることから、具体的な進学率の向上の数値を見込むことは困難です。
2. また、給付型奨学金制度の創設に加え、平成29年度の進学者からは、非課税世帯の生徒を対象に無利子奨学金の成績基準を緩和するとともに、所得連動返還型奨学金制度を導入するなど、奨学金制度全体を改善しますので、その点での進学の後押し効果も期待されるものと考えております。
3. 文部科学省としては、今般の奨学金制度の改善により、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学を断念することなく、進学を後押しすることが可能となるよう、高等学校等の現場においても、非課税世帯の生徒の進学の後押しを促進するような指導がなされるよう、高等学校等に働きかけを行ってまいります。

(参考：現在の大学等進学率について)

- ・非課税世帯 約40% (6.1万人／15.7万人)
- ・全世帯の現役進学率 73.2%

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一 (内線) [] (直通) [] (携帯) []

対政府参考人

平成29年3月22日(水) 衆・文部科学委員会
畠野 君枝氏(共産)

問6 給付型奨学金支給者2万人は少なくないか、支給者2万人を見直すことは考えられないのか。

(議員は、5年後見直すことも踏まえた上で質問する。

無利子奨学金の対象者や進学率が上がれば2万人も見直されることも考えられるとの認識。)

(答)

1. 今回の給付型奨学金は、意欲と能力があるにも関わらず、経済的理由によって進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、我が国として初めて、学生向けの返還不要の奨学金制度として創設するものです。
2. 対象者については、その所得において、より経済的に厳しい世帯の生徒の進学を後押しする観点から、現在の小中高等学校で行われている給付型支援制度で基準として広く用いられている、住民税非課税世帯を対象としたものです。
3. また、学力・資質においては、給付型奨学金を支給するのにふさわしい学生を対象にすることとし、2万人を対象としております。
4. 給付型奨学金については、まずは制度を当面安定的に運用し、定着を図ることで進学の後押し効果を十分に発揮することが重要であります。高等教育の負担軽減については、必要な財源を確保しつつ、しっかりと取り組んでまいります。

平成29年3月22日(水) 衆・文部科学委員会
畠野 君枝氏(共産)

問7 推薦ガイドラインの「学力・資質基準の設定」の①「高い学習成績」、②「教科以外の学習活動」以外に判断する具体的内容如何。

(議員は、レポートを評価することや成長過程にも着目することを答えて欲しいとのこと。)

(答)

1. 給付型奨学生の対象者は、各学校において、当該学校における様々な学習活動等の成果を踏まえて学力・資質が評価され推薦されることとなります。このため、各学校において、それぞれの教育目標を踏まえた推薦の基準を定めていただることとしています。
2. その指針としての「ガイドライン」の内容については、各学校において、奨学生としてふさわしい者の推薦が円滑に行われるよう、推薦基準の策定等に関する基本的な考え方を示すことを検討しております。
3. 文部科学省の給付型奨学生制度検討チームの「議論のまとめ」では、推薦基準のうち、学力及び資質に関するものについて、
 - ①各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者
 - ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者を掲げるとともに、
 - ③進学の意欲や目的、進学後の人生設計に関するレポート等の評価や、
 - ④高校生活全体の中で課題を克服した経験など生徒の成長過程に着目することについて留意することされています。

4. 今後、「議論のまとめ」や本国会での審議等を踏まえ、学校現場で推薦業務が円滑に行われるよう「ガイドライン」の作成を行ってまいります。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）■■■（直通）■■■■■（携帯）■■■■■

対大臣

平成29年3月22日（水）衆・文部科学委員会

畠野 君枝 氏（共産）

問8 貸与型奨学金の有利子から無利子への転換について、今後の方向性について大臣の見解如何。

（議員は、残存適格者の解消や非課税世帯の成績基準撤廃の後、無利子奨学金をどうしていくのか答えて欲しいとのこと。）

（答）

1. 日本学生支援機構の貸与型奨学金においては、「有利子から無利子へ」の流れを加速すべく、これまでも無利子奨学金の拡充を図ってきたところです。
2. 平成29年度予算案においては、
①住民税非課税世帯の子供たちに係る成績基準を実質的に撤廃し、希望する全ての方への貸与を可能とするための増員2万人、
②貸与基準を満たしているにも関わらず貸与を受けることができなかつた残存適格者を解消するための増員2万4千人、
合わせて対前年度比4万4千人増となる51万9千人に拡充することとしております。
3. また、卒業後の所得に返還月額が連動する、新たな所得連動返還型奨学金制度の導入や減額返還制度を拡充することとしております。

次頁あり

4. 文部科学省として、まずは、給付型奨学金制度を含む奨学金事業の改善策を安定的かつ着実に実施し、その効果などを十分に把握・検証してまいりたいと考えております。引き続き、学生の教育費の負担軽減を進めるべく、必要な財源を確保しつつ、しっかりと取り組んでまいります。

(参考1) 無利子奨学金4万4千人増の内訳

- ・残存適格者解消分：約2万4千人、約150億円
- ・成績基準撤廃分：約2万人、約123億円

(参考2) 無利子奨学金の推移 ※復興特会除く

	<予算額>	<貸与人員>	<残存適格者数>
平成24年度	2,730億円	37.8千人	10.5万人
平成25年度	2,840億円	41.6万人	8.6万人
平成26年度	3,000億円	44.1万人	4.2万人
平成27年度	3,125億円	46.0万人	3.0万人
平成28年度	3,222億円	47.4万人	2.4万人

(参考3) 事業費及び貸与人員

<事業費>	<平成28年度予算>	<平成29年度予算案>
無利子奨学金	3,222億円	⇒ 3,502億円 (279億円増) 〔この他被災学生等分26億円〕
(有利子奨学金	7,686億円	⇒ 7,238億円 (448億円減))
無利子奨学金	47万4千人	⇒ 51万9千人 (4.4万人増) 〔この他被災学生等分4千人〕
(有利子奨学金	84万4千人	⇒ 81万5千人 (2.9万人減))

※ 計数は単位未満四捨五入

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一 (内線) [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

平成29年3月22日（水）衆・文部科学委員会
伊東 信久氏（維新）

問1 貸与型奨学金については、なんとなく借りてしまっている者もいるのではないか。借りるにあたっては、借りたものは返すという意識も醸成されるように取り組むべきではないか。

(答)

1. 貸与型の奨学金事業については、返還金を次の奨学金の原資として活用することにより、限られた財源の中で、奨学金を希望する学生を幅広く支援しており、貸与を受けた奨学金については、返還していただくことが基本であると考えています。
2. このため、平成29年度から、奨学金制度を分かりやすく解説したガイドブックを作成し、奨学金申込者に必ず配布する奨学金案内に封入するなどの取組を新たに実施することとしております。
3. また、申込時や貸与を継続する意思を確認する際に、返還に関するシミュレーションの利用を促すとともに、自身の貸与予定総額等の状況を確認できるシステムを提供するなどにより、必要以上の額を借りることの防止に努めています。
4. さらに、高校進学段階から、奨学金を含む教育費の支援策を理解しつつ、進路について考えておくことが非常に重要だと考えており、来年度からは、進学のための資金計画について、返還を含めた適正な奨学金の利用への理解を促進するための助言を行う「スカラシップアドバイザー」を各高校等に派遣する取組も開始することとしています。

次頁あり

(参考) スカラシップ・アドバイザー（仮称）の派遣について

- ・概要 ファイナンシャルプランナーと連携し、資金計画について、返還を含めた適正な奨学金の利用への理解を促進するスカラシップ・アドバイザー（仮称）を派遣し、説明会やセミナーを実施するとともに生徒・保護者等からの相談に対応する。（養成・派遣予定人数延べ約2,600人）
- ・対象 生徒、保護者、教員等

5. 引き続き、学生が奨学金制度の理解を深めるとともに、返還意識が醸成されるよう、大学等とも協力して必要な取組を進めてまいります。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）■■■（直通）■■■■■（携帯）■■■■■

対大臣

平成29年3月22日（水）衆・文部科学委員会
伊東 信久氏（維新）

問2 給付型奨学金の創設は評価をするが、成績優秀者に対する返還免除とする方が、学生は学業に励むことになり、より良い制度になるのではないか。

（答）

1. 今回の給付型奨学金は、意欲と能力があるにも関わらず、経済的理由によって進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しするとの趣旨で創設するものです。
2. 「進学を後押し」するためには、自らが給付の対象になることについて、大学等への入学前の時点で予見可能とすることが重要です。このため、今回は入学後に免除が確定する返還免除ではなく、進学前に給付を受けることが予見できる渡しきりの給付型制度といたしました。
3. 一方、毎年度学生の学業の状況等についても確認することとし、学業成績の著しい不振等が明らかとなつた場合には、給付の廃止等の措置をとることとしており、御指摘の、学生が学業に励むという観点についても、一定の留意をしております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線） [] (直通) [] (携帯) []

平成29年3月22日（水）衆・文部科学委員会

伊東 信久 氏（維新）

問3 給付型奨学金の学校推薦の枠については、家計が厳しい者が多い学校に多く割り振るなど、柔軟な割り振りをすべきではないか。

（答）

1. 給付型奨学金制度は、意欲と能力がありながら、経済的理由により進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しすることを目的としていることから、推薦枠の割り振りに当たって、生徒の世帯の家計状況を勘案することが重要であると認識しています。
2. このため、各学校への推薦枠の割り振りは、まず全ての学校に1人の枠を割り振りますが、残りの枠については、当該学校における過去の非課税世帯の生徒の貸与型奨学金の貸与実績を踏まえ、割り振ることとしており、基本的には、この推薦枠の範囲で、各学校から奨学生としてふさわしい者を推薦いただくこととしています。
3. また、社会的養護が必要な者に対しては、この推薦枠に関わらず、各学校から別に推薦していただくことを検討しており、こうした方法により、経済的に困難な状況にある生徒の大学等への進学をしっかりと後押ししてまいりたいと考えております。

平成29年3月22日(水) 衆・文部科学委員会
伊東 信久氏(維新)

問4 親が子供に奨学金を借りさせて、借り入れた額から、
子供に小遣いとして渡すようなことがあると聞くが、この
ような対応が行われることについての所見如何。

(答)

1. 貸与型の奨学金については、学生が申込者として契約をし、学生個人の口座に振り込まれるものであり、学生本人において管理・使用されることが原則であると考えております。
2. また、貸与された奨学金については、卒業後、学生本人が返還を求められるものであることから、借入額についても学生が自らの生活を行うにあたって、真に必要な額に限って借り入れることが適切です。
3. なお、御指摘の事案について、様々な背景(※)があることも考えられますが、親の意思によって借り入れや管理を行うのではなく、本人が見通しをもって借り入れや管理を行うことが原則であると考えております。

(※) 例えば、学生が無計画に奨学金を使うことを防止するため、親が当該口座を管理し、授業料を納付や、学生(子供)に必要な額を渡しているような場合など

対大臣

平成29年3月22日（水）衆・文部科学委員会
吉川 元氏（社民）

問4 給付型奨学金の対象について、早急に非課税世帯全員に拡大すべきと考えるが、大臣の見解如何。

（答）

1. 給付型奨学金については、教育的な観点及び働く者の理解を得るとの観点から、学生の努力を促す制度とすることが重要です。また、貸与型の奨学金以上に説明責任が求められるものであることから、一定の学力・資質を考慮の上、対象者を選定することが適当と考えます。
2. 今回創設する給付型奨学金につきましては、住民税非課税世帯の大学等進学者のうち、給付型奨学金を支給するのにふさわしい学生を対象にするという観点から、無利子奨学金よりも高い学力・資質基準を課すこととし、2万人を対象としております。

（参考）

住民税非課税世帯進学者（1学年あたり）：6.1万人
うち学生支援機構奨学金貸与者：4.5万人（無利子：2.5万人、有利子：2万人）
(平成27年度実績)

3. また、来年度からは、住民税非課税世帯の子どもたちに係る成績基準を実質的に撤廃することとし、これまで無利子奨学金を借りられなかった全ての学生が無利子奨学金を借りられるようにしております。加えて、無利子奨学金については、返還負担を大幅に軽減する所得連動返還型奨学金制度を導入することとしております。
4. これら一連の施策を一体的に進めることにより、確実に子どもの進学を後押しすることが可能になると考えております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）■■■（直通）■■■■■（携帯）■■■■■

平成29年3月22日(水) 衆・文部科学委員会

吉川 元氏(社民)

問5 給付型奨学金の対象者の推薦責任を学校現場が負うことになると、例えば成績以外の評価で主觀が入ることとなる、同程度の業績生徒の中から一部の生徒を選ぶ必要が出てくるなど、高校で対応できないケースが出てくると考えられ、適切ではないと考えるが、文部科学省の見解如何。

(答)

1. 給付型奨学金は、進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しする「奨学」の考え方を基本としつつ、進学に向けた生徒の努力を促す観点から「育英」の考え方も取り入れた制度とすることが適当であると考えます。
2. 文部科学省の給付型奨学金制度検討チームにおいては、送り出し側の高等学校関係者として県教育委員会教育長を有識者に加え、高等学校長会からの推薦を受けた現職校長からのヒアリングも実施し、対象者選定に当たって、育英の観点からの学力・資質の評価方法の検討を行いました。
3. その結果、昨年末の同検討チームの「議論のまとめ」では、高等学校等段階での生徒の学力・資質の評価を行うに際しては、継続的に当該生徒の評価を行ってきた在籍学校において推薦を行うことが最も適切な評価が可能になるとされております。
4. 各高校等では、地域や生徒の実態に応じて教育目標を設定しており、教科の学習成績のみならず、家庭の経済状況や課外活動も含めてどのような評価を行うかは、各学校の判断に委ねることが適当と考えられます。
5. 文部科学省としては、関係機関との連絡を密にし、各高校等における推薦等の事務が円滑に行われるとともに、業務負担が課題とならないよう努めてまいります。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一(内線) [] (直通) [] (携帯) []

更問あり

問5更問① 学校推薦における公平性をどのように担保するのか。また、本人・保護者への説明責任をどのように担保するのか。

(答)

1. 給付型奨学金制度を安定的に運用するため、推薦基準の内容や推薦の手続きについて、公平性や透明性を確保することは重要です。

2. 学校推薦にあたっては各学校で推薦基準を設定することとしており、成績による選考が公平と考える学校が成績を基準とすることを妨げるものではありませんが、学校教育法に定める学力の3要素をバランスよく評価するという観点から、責任を持って適切な基準を定め運用できる学校においては、各学校の個性や主体性に基づき基準設定を行っていただきたいと考えています。

(参考) 学力の3要素

学校教育法第30条

2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

3. また、推薦者の選考に当たっては、

① 選考結果の信頼性に疑義が生じないよう、管理職及び担任以外の教員等を含めた複数名による選考体制を敷くことや

② 推薦基準に関する共通の理解をもって選考にあたることができるような取組が必要と考えています。

4. 加えて、説明責任を果たす観点から、各高校等において定める推薦基準は公表するよう求めることが適当と考えています。

問5更問② ガイドラインの作成にあたっては学校現場の意見を十分に取り入れることが必要と考えるが、どのように取り組むのか。

(答)

1. 「給付型奨学金制度検討チーム」の構成員には、高等学校長出身の都道府県教育委員会教育長にも参画いただくとともに、ガイドラインで定める基準の検討にあたっては、現職の高等学校長からのヒアリングを経た上で、「議論のまとめ」をとりまとめたところです。

2. 本国会での審議や給付対象者の選考基準を示した省令改正案概要のパブリックコメントに寄せられた意見、その他文部科学省に寄せられる要望書等を踏まえ、学校現場で推薦業務が円滑に行われるよう「ガイドライン」の作成を行ってまいります。

(参考) 給付型奨学金制度検討チーム構成員有識者名簿

相川 順子	一般社団法人全国高等学校 P T A 連合会顧問
赤井 伸郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
浦野 光人	株式会社ニチレイ相談役
小林 雅之	東京大学大学総合教育研究センター教授
佐藤 東洋士	学校法人桜美林学園理事長・桜美林大学総長
関根 郁夫	<u>埼玉県教育委員会教育長</u>
三島 良直	国立大学法人東京工業大学長

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一 (内線) [] (直通) [] (携帯) []

平成29年3月22日(水) 衆・文部科学委員会
吉川 元氏(社民)

問6 大学院生が給付型奨学金の対象とならない理由如何。また、今後、大學生にも拡大すべきと考えるが、文部科学省の見解如何。

(答)

1. 今回の給付型奨学金制度は、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的事情により、高校段階から大学等の高等教育機関への進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しする観点から創設するものです。
このため、大学院進学者については、今回の給付対象とはしていません。
2. 一方、既に大学院段階においては、授業料減免措置のほか、業績優秀者上位3分の1に対して、奨学金貸与額の全額または半額の返還を免除する給付的支援制度があり、加えて、TA(ティーチング・アシスタント)・RA(リサーチ・アシスタント)制度や、特別研究員制度等を通じた支援により、経済的負担の軽減を図っているところです。
3. 給付型奨学金の大学院生への拡大については、まずは既に実施している各種支援の効果などを十分に検証してまいりたいと考えています。意欲と能力ある学生が経済的理由により大学院への進学を断念することにならないよう、引き続き学生の経済的負担の軽減に努めてまいります。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一(内線) [] (直通) [] (携帯) []

対政府参考人

平成29年3月22日(水) 衆・文部科学委員会
吉川 元氏(社民)

問7 日本学生支援機構は、卒業校別の延滞率公表を企図していると承知しているが、公表の目的及び今後の予定如何。

(答)

1. 日本学生支援機構の奨学金事業は、貸与した学生等からの返還金が次世代の学生等への奨学金の原資となっており、返還できる方からはしっかりと返還してもらうことが重要です。
2. 返還金の回収率の更なる向上を図るために、現在機構が実施している回収の取組に加えて、各学校において、学生等への貸与段階から返還意識を涵養することが重要です。また、延滞に陥らないようにするために、学生に対して、返還が困難になった場合の救済の仕組みについても、適切に周知されることが重要です。
3. このため、各学校にこれらの取組を促すことを目的として、学校毎の奨学金返還状況等の公表を行うことを検討しております。
4. 今回の措置により、奨学金の返還が促進されるとともに、真に困窮する返還者が救済措置を適切に受けることができるよう、努めてまいります。

平成 29 年 3 月 22 日(水) 衆・文部科学委員会
吉川 元氏(社民)

問 8 返還期限猶予制度等の救済措置について、日本学生支援機構の周知が不十分ではないか。周知の責任はどこにあると考えているか。

(答)

1. 様々な事情により、卒業後、厳しい経済状況に置かれ、
奨学金の返還が困難となった者に対しては、返還期限猶予制度等の救済措置があり、こうした制度の周知は日本学生支援機構が責任を持って、各大学や高校等の協力も得つつ、実施していく必要があると考えています。
2. 日本学生支援機構においては、返還期限猶予制度等の内容、手続き等について、
①貸与終了時に、奨学金の貸与を受けた者全員に配布する「返還のてびき」
②返還開始の直前に、貸与終了者全員に郵送する文書
③毎年、返還中の者全員に郵送する「奨学金返還の振替案内」
に記載することなどにより周知を図ってきたところです。
3. 一方、日本学生支援機構が実施する「平成 26 年度奨学金の返還者に関する属性調査結果」によると、卒業後に返還が延滞に陥っている者については、
 - ・貸与開始以降に返還義務があることを知った者が約 30%
 - ・返還期限猶予制度を知らない者が約 35%
 - ・減額返還制度を知らない者が約 50%いるとの結果が示されおり、奨学金の返還等に関する周知・説明が未だ不十分な実態があることが考えられます。

4. 各大学等に対しても、(平成26年7月に)日本学生支援機構から通知を発出し、奨学金の貸与を受けている学生に対し在学中に返還意識の涵養や返還困難時の救済措置に対する理解を深めるための取組を実施するよう依頼しておりますが、依然として、こうした措置を利用せずに延滞に陥っている者が少なからず存在しています。

(参考)

平成26年度に貸与を終了した者で、27年度末時点で延滞3月以上となっている者：約6,700人（全体の1.4%）

5. このため、各大学等における返還意識の涵養や返還困難時の救済措置の周知の取組がより一層行われるようにする観点から、学校毎の奨学金返還状況等を公表することを検討しており、各制度を知らないために延滞に陥る者が生じないよう、文部科学省及び日本学生支援機構としても、各大学等の取組を促してまいりたいと考えております。

(参考)

各年度の貸与終了者に占める次年度末時点での延滞3月以上の者の比率

平成22年度 貸与終了者	平成23年度 貸与終了者	平成24年度 貸与終了者	平成25年度 貸与終了者	平成26年度 貸与終了者		
					貸与終了者数	3月以上延滞者数
1.8%	1.7%	1.6%	1.6%	1.4%	463,071人	6,692人

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線）■ ■ ■ （直通）■ ■ ■ （携帯）■ ■ ■

対政府参考人

平成29年3月22日(水) 衆・文部科学委員会
吉川 元氏(社民)

問9 所得連動返還型奨学金制度について、所得ゼロでも最低返還月額を設けた理由如何。

(答)

1. 奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する「新たな所得連動返還型奨学金制度」については、制度設計にあたり有識者会議において検討を行ってまいりました。
2. この有識者会議の「審議まとめ」においては、新たな所得連動返還型制度では、
①返還金の回収額の確保
②返還に対する意識の継続
という観点から、所得が0円に近い場合であっても一定額の返還を求めることが望ましいとされています。
3. その際、回収額の試算等の結果から、最低返還月額を2,000円とすることが適当とされたところであり、新制度において最低返還月額を設けることとしたものです。
4. このことにより、例えば私立大学の自宅生で月額5.4万円の貸与を受けた場合、従前の定額返還型では返還月額が14,400円であったところ、新所得連動返還型では、所得が低い場合には返還月額が2,000円となり、大幅な負担軽減が図られるものと考えております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一(内線) [] (直通) [] (携帯) []

対政府参考人

平成29年3月22日(水) 衆・文部科学委員会
吉川 元氏(共産)

問10 所得連動返還型奨学金制度では、一定の返済期間又は年齢により返済を打ち切るべきと考える。有識者会議のまとめにおいても検討することとしているが、今後速やかに検討を進めるべきではないか、文部科学省の見解如何。

(答)

1. 日本学生支援機構の奨学金事業は、返還金を次の奨学金の原資として活用することにより、限られた財源の中で奨学金を希望する学生を幅広く支援しており、貸与を受けた奨学金については返還していただくことが基本であると考えております。
2. 所得連動返還型奨学金制度の返還期間について、有識者会議の「審議まとめ」においては、
 - ・回収額の確保の見通しや、
 - ・現行制度では年限や年齢による免除は認めていないことなどを踏まえ、「返還完了まで又は本人が死亡又は障害等により返還不能となるまで」とすることが適當であるとされており、来年度からの制度導入にあたっては、現行制度と同様に年限等により返還を免除することはしないこととしております。
3. 他方で、有識者会議では、一定期間経過後に返還免除とすることについて、将来的な検討課題として挙げられております。
4. 文部科学省としては、まずは、新制度の定着を図りつつ、新制度での回収金の確保の状況や現に返還を行っている方や返還を終えた方との公平性の観点も踏まえ、今後、必要に応じて、検討を行ってまいりたいと考えております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一(内線) [] (直通) [] (携帯) []

対政府参考人

平成29年3月22日(水) 衆・文部科学委員会
吉川 元氏(社民)

問11 所得連動返還型奨学金制度において、返還者が被扶養者になった場合でも、扶養者の収入から返済を求める根拠如何。

(答)

1. 有識者会議の審議まとめにおいては、返還者が被扶養者になった場合の収入の考え方として、返還者と扶養者の収入の合計が一定金額以下の場合には、両者の収入の合計額に基づく返還月額による返還とすることとされています。
2. これは、返還者が専業主婦などの被扶養者となった場合、返還能力がないという状況を自ら作り出すといったモラルハザードが生じないような制度とする観点から、被扶養者のみの収入により返還額を決定する仕組みとすることは適当ではなく、扶養者の収入を勘案して返還額を決定する仕組みを探るべきとされたことによるものです。
3. なお、扶養者の収入が高額となった場合に、その所得に連動して被扶養者の返還額が高額となり過ぎないよう配慮することが必要とされており、いずれの場合にも、被扶養者の返還月額は従来の定額返還型による額以下となるよう設定されることとしています。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一(内線) [] (直通) [] (携帯) []

対政府参考人

平成29年3月22日(水) 衆・文部科学委員会

吉川 元氏(社民)

問12 所得連動返還型奨学金制度において、扶養者も被扶養者も返還者である場合の返還負担の軽減措置について、検討を行っているか。

(答)

1. 扶養者と被扶養者の両方が奨学金を利用していた場合についても、返還に当たっては、所得連動返還型制度や返還期限猶予制度などの返還負担軽減措置を受けることが可能となっています。
2. この場合の扶養者及び被扶養者の返還月額については、これまでの定額で返還する場合に比べて、所得連動返還型による返還の方が、所得が低い場合には負担は軽く、本制度の恩恵が受けられるものと考えております。
3. それでもなお返還が困難な場合には、被扶養者の返還分については、返還期限猶予制度を利用することが可能であり、この制度を活用することで返還負担の軽減が図られるものと考えております。

なお、扶養の有無にかかわらず、所得連動返還型制度を選択しない方については、返還者の負担軽減について返還期限猶予制度や減額返還制度により対応してきたところであり、さらに減額返還制度を拡充するなど、一層の負担軽減策について検討を進めてまいります。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一(内線) [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

対政府参考人

平成29年3月22日(水) 衆・文部科学委員会
吉川 元氏(社民)

問13 奨学金の延滞者における第一種と第二種利用者の内訳如何。

(答)

1. 平成27年度末時点において、奨学金の返還を3か月以上延滞している者は約16万5千人おり、その内訳は、
 - ①第一種奨学金の返還者が8万2千人
 - ②第二種奨学金の返還者が8万3千人となっています。
2. なお、事業規模を毎年度拡大してきた中、現在返還中の者のうち3か月以上延滞している者の割合は、平成17年度末の9.3%から、平成27年度末には4.2%と、この10年で半分以下に減少しています。

(参考) 延滞者の状況について

区分	平成17年度末	平成27年度末
要返還者数	198万9千人	392万8千人
(うち第一種)	(125万8千人)	(142万4千人)
(うち第二種)	(73万1千人)	(250万5千人)
1日以上延滞者	26万2千人	32万8千人
<延滞者の割合>	<13.2%>	<8.4%>
(うち第一種)	(18万0千人)	(12万8千人)
(うち第二種)	(8万2千人)	(19万9千人)
3か月以上延滞者	18万5千人	16万5千人
<延滞者の割合>	<9.3%>	<4.2%>
(うち第一種)	(13万8千人)	(8万2千人)
(うち第二種)	(4万7千人)	(8万3千人)

対政府参考人

平成29年3月22日(水) 衆・文部科学委員会
吉川 元氏(社民)

問14 所得連動返還型奨学金制度を有利子にも導入すべきではないか。

(答)

1. 新たな所得連動返還型奨学金制度については、所得連動返還型奨学金制度有識者会議の審議まとめにおいて、

- ①無利子奨学金及び有利子奨学金の両方に導入することが望ましいこと
 - ②有利子奨学金については、返還期間が長期化した場合に利子負担が大きくなるといった課題があるため、慎重な検討が必要であること
 - ③まずは無利子奨学金から先行的に導入することとし、有利子奨学金については、無利子奨学金の運用状況を見つつ、将来的に導入を検討すること
- とされております。

2. この審議まとめを踏まえ、今回の所得連動返還型奨学金制度の有利子奨学金への適用はしておりませんが、今後の導入については、早急に検討を開始することとしております。

(参考①) 返還利息のシミュレーション

<前提条件>

- ・有利子奨学金を月額8万円・4年間貸与した場合(貸与総額384万円)
- ・貸与利率1%で定額返還

<結果>

○返還期間20年の場合

返還月額17,740円、返還総額4,257,117円(うち利息分417,117円)

○返還期間30年の場合

返還月額12,400円、返還総額4,465,028円(うち利息分625,028円)

(参考②) 新たな所得連動返還型奨学金制度の創設について（審議まとめ）

平成 28 年 9 月 21 日・所得連動返還型奨学金制度有識者会議

(2) 奨学金の種類

無利子奨学金から先行的に導入（有利子奨学金については、無利子奨学金の運用状況を見つつ、将来的に導入を検討）

より多くの返還者に対して所得に応じた返還が可能となる新所得連動返還型奨学金制度を適用する観点から、無利子及び有利子奨学金の両方に新制度を導入することが望ましい。ただし、有利子奨学金については、返還期間が長期化した場合に利子負担が大きくなるといった課題があり、より慎重な検討が必要である。このため、まずは無利子奨学金から先行的に導入することとし、有利子奨学金については、無利子奨学金の運用状況を見つつ、将来的に導入を検討することが適当である。

(参考③) 『米国の奨学金政策をめぐる最近の動向

—学生ローンと所得連動型返済プランの問題を中心に—』

国立国会図書館 調査及び立法考査局 次長 寺倉憲一

「所得連動型返済プランの下で毎月の返済額が少額にとどまるることは当該時点における負担の軽減につながる一方、返済完了までの時間が長期化して、結果的に多額の利子の支払いを余儀なくされるおそれがある。」

出典：「レファレンス」平成 27 年 8 月号

更問 有利子奨学金への導入に向けて、どのような検討を行うのか。

(答)

1. 無利子奨学金については、新たな所得連動返還型奨学金制度導入後においても、返還総額に変更はありません。一方、有利子奨学金については、返還者の所得が低く返還月額が低額となる場合、返還が長期にわたり、返還者の利息負担が増大することが想定され、返還者が制度を利用したことにより、却って返還負担が重くなるような事態が生じることが懸念されます。
2. このため、無利子奨学金における制度の適用状況を見つつ、有利子奨学金への導入に当たっての課題とその解決策を検討していく必要があると考えています。
3. 具体的には、新制度を選択する割合や貸与額などを考慮した上で制度設計及び財源の確保を行う必要が生じることになります。
4. なお、既に貸与を受けている者や返還を開始している者の返還負担軽減については、これまで返還期限猶予制度や減額返還制度により対応してきたところであり、平成29年度からは減額返還制度の拡充などにより、更なる負担軽減策についての検討を進めてまいります。

(参考) 平成29年3月15日 衆・文部科学院会 吉田宣弘議員への
松野大臣の御答弁（抜粋）

有利子奨学金に新たな所得連動返還型奨学金制度を導入するためには、まずは無利子奨学金における適用状況を見極めることが必要ですが、同時並行的に、課題を分析するといった検討を開始するなど、取組を進めてまいりたいと考えております。

平成29年3月22日（水）衆・文部科学委員会

吉川 元氏（社民）

問15 所得連動型が有利子に適用されないなど、奨学金の返還についてはいまだ課題があると考える。今後、奨学金の返済について見直しを行っていくべきと考えるが、大臣の決意如何。

(答)

1. 新たな所得連動返還型奨学金制度の有識者会議における審議まとめにおいては、制度導入後の運用における課題や返還負担軽減の効果、返還状況等の検証が必要であり、検証結果に基づき、制度の手直しを随時行うことが求められています。
2. そのため、例えば、有利子奨学金に新たな所得連動返還型奨学金制度を導入するためには、まずは無利子奨学金における適用状況を見極めることが必要ですが、同時に並行的に課題を分析するといった検討を開始するなど、取組を進めてまいりたいと考えております。
3. 奨学金の返還については、来年度から導入する所得連動返還型奨学金制度の効果や、減額返還制度を拡充することの効果などを十分に把握・検証し、必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 井上 諭一（内線） [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]